

3・13

重税反対全国統一行動

今年の「重税反対全国統一行動」も一昨年から実施してきたようにコロナウィルス感染防止の観点から、集会無し・デモ行進無し・集団申告無しの実施となつてしまいました。過去何十年も実施してきた行事が出来なくなることは大変つ

らいのですが、コロナウィルスがインフルエンザのような扱いになつてくれれば実施可能になります。秋の



「夜オリ」も同じことが言えますが、早くそうなつてくれることを祈るばかりです。

3月9日に糸魚川市で行われた「重税反対全国統一行動」はお天気にも恵まれ、上越同様デモ行進・集団申告は無しにしましたが、集まってスタンディングを税務署近くの幹線道路で実施しました。実行委員会に集う組織の会員の方々から40名ほどが参加され、各々プラカードやのぼり旗を掲げて道行く人々にアピールしました。



3・23

【換価の猶予】学習会

申告終了後、国税の納付が困難な方には申請型の「換価の猶予」制度が勧めです。所得税は払えても消費税は

桁違いに多額で、一度に払えない方が多くいます。今まで多くの方は数度の分割納付を税務署にお願いしていたと思いますが、通常年8.7%（令和4年度）の延滞税が加算されます。しかし換価の猶予が認められれば、延滞税が軽減



され0.9%になるというお得な制度です。そして、その間、財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

但し、猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無いことが要件です。この制度を利用する場合は、数枚の申請書類を提出しなければなりません。申請書類を提出している仲間と一緒に勉強しながら申請書を作成する場を民商は以下の通り設けました。支払いに困る方は、民商までご相談ください。

日時 3月23日（水）午後1時半～
場所 民商会館3階

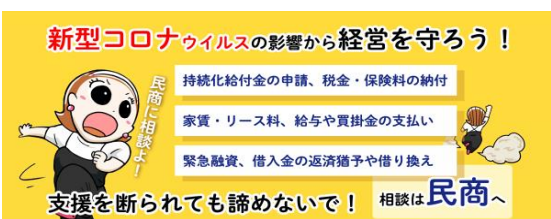
持ち物 猶予をしようとする税額が分かる書類、筆記用具、電卓

※予約制ですので、事前に電話下さい。

3・29

各種【支援金学習会】

新潟県もまん延防止期間が過ぎ、やつと飲食店も通常の営業が出来ると思つて喜んでいましたが、お客は戻ってきません。春はお花見や卒業・入学・異動の時期になりますが先行きは見通せません。国や各自治体ではコロナの影響で大変な業種に対して各種支援金や融資制度を用意していますが、まだまだ不十分です。民商では利用



できる制度は積極的に活用し、この荒波を乗り越えて生きて行こうと下記の通り学習・相談会を計画しました。

日時 3月29日（火）13時半～
場所 民商会館 3階

※予約制ですので、事前に電話下さい。

事業復活支援金（国） 電子申請

・申請期限 5月末日まで

・支給条件 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年～令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して最低でも80%以上減少している事業者
・支給額 個人 最高で50万円
法人 最高で250万円

時短協力金（各市町村） 郵送

・支給条件 1月21日～2月13日（24）
2月14日～3月6日（21）
県の要請に従い時短営業に協力した飲食店へ

・申請期限 前半…3月末日まで（上越市）
後半…5月13日まで（上越市）
※締め切りは自治体によって違います。

・支給額 1日2・5万円～3万円

第4次事業者経営支援金（上越市）

・申請期限 6月末日まで 郵送
・支給条件 令和3年12月～令和4年4月のいずれかの月の売上高が、令和元年の同月の売上高と比較して20%以上の減少月が3つ以上又は、25%以上の減少月が2つ以上あることが最低条件です。
・支給額 法人・個人問わず
最大100万円

4・6

建設業許可変更届学習会

毎年この時期に開催しています変更届の学習会ですが、今年は下記の通り決定いたしました。《裏に続く》

日時 4月6日（水） 13時半～
18時半～

場所 民商会館 3階

※予約制ですので、事前に電話下さい。

ゆうちよ払込み料金 改定に伴う措置

今年の1月17日から

ゆうちよの払込み料金

が改定され、通常、会費

を民商のゆうちよ口座



へ払込まれる場合無料だったのに、払
込み料金が110円発生することにな
りました。これに伴い、民商会費から
同額の110円を引いて払込んでいた
だくと民商の負担が倍になり、経営を
圧迫しますので、支部や班の会費など
をまとめて送られる場合を除いて、会
員個々の負担でお願いしたいと思いま
す。宜しく願います。